

保 発 0326 第 59 号
令和 7 年 3 月 26 日

(別 記) 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
(公 印 省 略)

「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び
後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する
告示」について（通知）

標記については、別添のとおり、都道府県知事、全国健康保険協会理事長及び
健康保険組合理事長あて通知したので、よろしくお取り計らい願いたい。

(別記)

公益社団法人	日本医師会	会長
公益社団法人	日本歯科医師会	会長
公益社団法人	日本薬剤師会	会長
一般社団法人	日本病院会	会長
公益社団法人	全日本病院協会	会長
公益社団法人	日本精神科病院協会	会長
一般社団法人	日本医療法人協会	会長
一般社団法人	日本社会医療法人協議会	会長
公益社団法人	全国自治体病院協議会	会長
一般社団法人	日本慢性期医療協会	会長
一般社団法人	日本私立医科大学協会	会長
一般社団法人	日本私立歯科大学協会	会長
一般社団法人	日本病院薬剤師会	会長
公益社団法人	日本看護協会	会長
一般社団法人	全国訪問看護事業協会	会長
公益財団法人	日本訪問看護財団	理事長
独立行政法人	国立病院機構	理事長
国立研究開発法人	国立がん研究センター	理事長
国立研究開発法人	国立循環器病研究センター	理事長
国立研究開発法人	国立精神・神経医療研究センター	理事長
国立研究開発法人	国立国際医療研究センター	理事長
国立研究開発法人	国立成育医療研究センター	理事長
国立研究開発法人	国立長寿医療研究センター	理事長
独立行政法人	地域医療機能推進機構	理事長
独立行政法人	労働者健康安全機構	理事長

保発0326第56号
令和7年3月26日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」について（通知）

医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時食事療養費の見直しを実施し、「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」（令和7年厚生労働省告示第64号。以下「改正告示」という。）が令和7年3月24日に告示され、同年4月1日から適用することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合へ周知等を図るとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

医療保険制度においては、保険医療機関に入院したときに必要となる食費について、1食当たりの総額及び被保険者等が負担する額を定め、その差分を入院時食事療養費又は入院時生活療養費のうち食事の提供に係るものとして支給することとしている。

この被保険者等が負担する額（以下「食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るもの」という。）については、平均的な家計にお

ける食費の状況及び特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める等とされており、具体的な金額については、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 8 年厚生省告示第 203 号）及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）において定められている。

今般、食材費等の高騰等を踏まえ、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものについて、それぞれ所要の改正を行う。

第 2 改正告示の主な内容

1 健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正（改正告示第 1 条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者		<u>1食につき 510 円</u>
B	C、Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定特定医療を受ける指定難病患者		<u>1食につき 300 円</u>
C	低所得者Ⅱ（健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 42 条第 1 項第 5 号、同条第 3 項第 5 号又は同条第 4 項第 5 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	<u>1食につき 240 円</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	<u>1食につき 190 円</u>
D	低所得者Ⅰ（健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 6 号又は同条第 4 項第 6 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）		1食につき 110 円

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。1 の(2)において「規則」という。）第 62 条の 3 各号に該当する者以外の者であって、B、C のいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）（入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号。以下「基	1 日につき 370 円と <u>1食につき 510 円との合計額</u>

	い者	準」という。)の入院時生活療養(Ⅰ)をいう。以下同じ。)を算定する保険医療機関に入院	
		入院時生活療養(Ⅱ)(基準の入院時生活療養(Ⅱ)をいう。以下同じ。)を算定する保険医療機関に入院	1日につき 370 円と <u>1食につき 470 円との合計額</u>
B	規則第 62 条の 3 第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅱ		1日につき 370 円と <u>1食につき 240 円との合計額</u>
C	規則第 62 条の 3 第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅰ		1日につき 370 円と 1食につき 140 円との合計額
D	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、E、F、J のいずれにも該当しない者	入院時生活療養(Ⅰ)を算定する保険医療機関に入院	1日につき 370 円と <u>1食につき 510 円との合計額</u>
		入院時生活療養(Ⅱ)を算定する保険医療機関に入院	1日につき 370 円と <u>1食につき 470 円との合計額</u>
E	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1日につき 370 円と <u>1食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1日につき 370 円と <u>1食につき 190 円との合計額</u>
F	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき 370 円と 1食につき 110 円との合計額
G	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、H、I、J のいずれにも該当しない者		1日につき 0 円と <u>1食につき 300 円との合計額</u>
H	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1日につき 0 円と <u>1食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1日につき 0 円と <u>1食につき 190 円との合計額</u>
I	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき 0 円と 1食につき 110 円との合計額
J	規則第 62 条の 3 第 6 号に該当する者		1日につき 0 円と 1食につき 110 円との合計額

2 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）の一部改正（改正告示第 2 条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類	食事療養標準負担額
A	B、C、D のいずれにも該当しない者	<u>1食につき 510 円</u>

B	C、Dのいずれにも該当しない指定特定医療を受ける指定難病患者	1食につき 300 円
C	低所得者Ⅱ（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「高確令」という。）第 15 条第 1 項第 5 号又は同条第 2 項第 5 号に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2 の(2)において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内 1食につき 240 円
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超 1食につき 190 円
D	低所得者Ⅰ（高確令第 15 条第 1 項第 6 号若しくは同条第 2 項第 6 号又は第 14 条第 7 項に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2 の(2)において同じ。）	1食につき 110 円

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。2 の(2)において「規則」という。）第 40 条各号に該当する者以外の者であって、B、C のいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する 保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1食につき 510 円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する 保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1食につき 470 円との合計額</u>
B	規則第 40 条第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅱ		1 日につき 370 円と <u>1食につき 240 円との合計額</u>
C	規則第 40 条第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と 1食につき 140 円との合計額
D	規則第 40 条第 4 号に該当する者であって、E、F、J のいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保 険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1食につき 510 円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保 険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1食につき 470 円との合計額</u>
E	規則第 40 条第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 370 円と <u>1食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 370 円と <u>1食につき 190 円との合計額</u>
F	規則第 40 条第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と 1食につき 110 円との合計額
G	規則第 40 条第 5 号に該当する者であって、H、I、J のいずれにも該当しない者		1 日につき 0 円と <u>1食につき 300 円との合計額</u>
H	規則第 40 条第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 0 円と <u>1食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 0 円と <u>1食につき 190 円との合計額</u>

I	規則第 40 条第 5 号に該当する者であつて、低所得者 I	1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額
J	規則第 40 条第 3 号及び第 6 号に該当する者	1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額

3 適用期日及び経過措置

令和 7 年 4 月 1 日から適用すること。ただし、同日前の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとすること。

保 発 0326 第 57 号
令和 7 年 3 月 26 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
(公 印 省 略)

「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」について（通知）

医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時食事療養費の見直しを実施し、「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」（令和 7 年厚生労働省告示第 64 号。以下「改正告示」という。）が令和 7 年 3 月 24 日に告示され、同年 4 月 1 日から適用することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

医療保険制度においては、保険医療機関に入院したときに必要となる食費について、1 食当たりの総額及び被保険者等が負担する額を定め、その差分を入院時食事療養費又は入院時生活療養費のうち食事の提供に係るものとして支給することとしている。

この被保険者等が負担する額（以下「食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るもの」という。）については、平均的な家計における食費の状況及び特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める等とされており、具体的な金額につ

いては、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 8 年厚生省告示第 203 号）及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）において定められている。

今般、食材費等の高騰等を踏まえ、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものについて、それぞれ所要の改正を行う。

第 2 改正告示の主な内容

1 健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正（改正告示第 1 条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者		<u>1食につき 510 円</u>
B	C、Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定特定医療を受ける指定難病患者		<u>1食につき 300 円</u>
C	低所得者Ⅱ（健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 42 条第 1 項第 5 号、同条第 3 項第 5 号又は同条第 4 項第 5 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	<u>1食につき 240 円</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	<u>1食につき 190 円</u>
D	低所得者Ⅰ（健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 6 号又は同条第 4 項第 6 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）		1食につき 110 円

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。1 の(2)において「規則」という。）第 62 条の 3 各号に該当する者以外の者であって、B、C のいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）（入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1食につき 510 円との合計額</u>

		入院時生活療養（Ⅱ）（基準の入院時生活療養（Ⅱ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 470 円との合計額</u>
B	規則第 62 条の 3 第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅱ		1 日につき 370 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
C	規則第 62 条の 3 第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と 1 食につき 140 円との合計額
D	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、E、F、J のいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 510 円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 470 円との合計額</u>
E	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 190 円との合計額</u>
F	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と 1 食につき 110 円との合計額
G	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、H、I、J のいずれにも該当しない者		1 日につき 0 円と <u>1 食につき 300 円との合計額</u>
H	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 190 円との合計額</u>
I	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額
J	規則第 62 条の 3 第 6 号に該当する者		1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額

2 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）の一部改正（改正告示第 2 条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類	食事療養標準負担額
A	B、C、D のいずれにも該当しない者	<u>1 食につき 510 円</u>
B	C、D のいずれにも該当しない指定特定医療を受ける指定難病患者	<u>1 食につき 300 円</u>

C	低所得者Ⅱ（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「高確令」という。）第 15 条第 1 項第 5 号又は同条第 2 項第 5 号に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2 の(2)において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	<u>1 食につき 240 円</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	<u>1 食につき 190 円</u>
D	低所得者Ⅰ（高確令第 15 条第 1 項第 6 号若しくは同条第 2 項第 6 号又は第 14 条第 7 項に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2 の(2)において同じ。）		1 食につき 110 円

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。2 の(2)において「規則」という。）第 40 条各号に該当する者以外の者であって、B、C のいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 510 円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 470 円との合計額</u>
B	規則第 40 条第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅱ		1 日につき 370 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
C	規則第 40 条第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と 1 食につき 140 円との合計額
D	規則第 40 条第 4 号に該当する者であって、E、F、J のいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 510 円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 470 円との合計額</u>
E	規則第 40 条第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 190 円との合計額</u>
F	規則第 40 条第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と 1 食につき 110 円との合計額
G	規則第 40 条第 5 号に該当する者であって、H、I、J のいずれにも該当しない者		1 日につき 0 円と <u>1 食につき 300 円との合計額</u>
H	規則第 40 条第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 190 円との合計額</u>
I	規則第 40 条第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額

J	規則第 40 条第 3 号及び第 6 号に該当する者	1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額
---	----------------------------	-------------------------------

3 適用期日及び経過措置

令和 7 年 4 月 1 日から適用すること。ただし、同日前の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとすること。

保 発 0326 第 58 号
令和 7 年 3 月 26 日

健康保険組合理事長 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
(公 印 省 略)

「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」について（通知）

医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時食事療養費の見直しを実施し、「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」（令和 6 年厚生労働省告示第 64 号。以下「改正告示」という。）が令和 7 年 3 月 24 日に告示され、同年 4 月 1 日から適用することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

医療保険制度においては、保険医療機関に入院したときに必要となる食費について、1 食当たりの総額及び被保険者等が負担する額を定め、その差分を入院時食事療養費又は入院時生活療養費のうち食事の提供に係るものとして支給することとしている。

この被保険者等が負担する額（以下「食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るもの」という。）については、平均的な家計における食費の状況及び特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める等とされており、具体的な金額につ

いては、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 8 年厚生省告示第 203 号）及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）において定められている。

今般、食材費等の高騰等を踏まえ、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものについて、それぞれ所要の改正を行う。

第 2 改正告示の主な内容

1 健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正（改正告示第 1 条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者		<u>1食につき 510 円</u>
B	C、Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定特定医療を受ける指定難病患者		<u>1食につき 300 円</u>
C	低所得者Ⅱ（健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 42 条第 1 項第 5 号、同条第 3 項第 5 号又は同条第 4 項第 5 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	<u>1食につき 240 円</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	<u>1食につき 190 円</u>
D	低所得者Ⅰ（健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 6 号又は同条第 4 項第 6 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）		1食につき 110 円

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。1 の(2)において「規則」という。）第 62 条の 3 各号に該当する者以外の者であって、B、Cのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）（入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1食につき 510 円との合計額</u>

		入院時生活療養（Ⅱ）（基準の入院時生活療養（Ⅱ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 470 円との合計額</u>
B	規則第 62 条の 3 第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅱ		1 日につき 370 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
C	規則第 62 条の 3 第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と 1 食につき 140 円との合計額
D	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、E、F、J のいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 510 円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 470 円との合計額</u>
E	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 190 円との合計額</u>
F	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と 1 食につき 110 円との合計額
G	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、H、I、J のいずれにも該当しない者		1 日につき 0 円と <u>1 食につき 300 円との合計額</u>
H	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 190 円との合計額</u>
I	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額
J	規則第 62 条の 3 第 6 号に該当する者		1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額

2 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）の一部改正（改正告示第 2 条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類	食事療養標準負担額
A	B、C、D のいずれにも該当しない者	<u>1 食につき 510 円</u>
B	C、D のいずれにも該当しない指定特定医療を受ける指定難病患者	<u>1 食につき 300 円</u>

C	低所得者Ⅱ（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「高確令」という。）第 15 条第 1 項第 5 号又は同条第 2 項第 5 号に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2 の(2)において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	<u>1 食につき 240 円</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	<u>1 食につき 190 円</u>
D	低所得者Ⅰ（高確令第 15 条第 1 項第 6 号若しくは同条第 2 項第 6 号又は第 14 条第 7 項に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2 の(2)において同じ。）		1 食につき 110 円

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。2 の(2)において「規則」という。）第 40 条各号に該当する者以外の者であって、B、C のいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 510 円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 470 円との合計額</u>
B	規則第 40 条第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅱ		1 日につき 370 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
C	規則第 40 条第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と 1 食につき 140 円との合計額
D	規則第 40 条第 4 号に該当する者であって、E、F、J のいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 510 円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 470 円との合計額</u>
E	規則第 40 条第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 190 円との合計額</u>
F	規則第 40 条第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と 1 食につき 110 円との合計額
G	規則第 40 条第 5 号に該当する者であって、H、I、J のいずれにも該当しない者		1 日につき 0 円と <u>1 食につき 300 円との合計額</u>
H	規則第 40 条第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 240 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 190 円との合計額</u>
I	規則第 40 条第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額

J	規則第 40 条第 3 号及び第 6 号に該当する者	1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額
---	----------------------------	-------------------------------

3 適用期日及び経過措置

令和 7 年 4 月 1 日から適用すること。ただし、同日前の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとすること。